

入 札 条 件  
(特に定めた契約条件)

1. この工事は、平成 29 年度から平成 30 年度にわたるものである。
2. 平成 29 年度の支払いは、21,000,000 円を限度とし、残額は平成 30 年度に支払う。  
ただし、平成 29 年度の支払額は、工事の出来形部分または製造工場等にある特殊な工場製品に相当する請負代金額の 10 分の 9 以内とする。

3. 前払金総額は請負代金の 4 割以内とし、各年度に分割して支払う。

$$\text{各年度前払金の支払額} \leq \text{前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払い限度額}}{\text{請 負 代 金}}$$

請負者は前払金を受けようとする場合は、各年度（平成 29 年度は工事完成期限）を保証とした、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証書を受注者に寄託しなければならない。

4. 中間前払金総額は、請負代金の 2 割以内とし、各年度に分割して支払う。

$$\text{各年度中間前払金の支払額} \leq \text{中間前払金総額} \times \frac{\text{当該年度の支払い限度額}}{\text{請 負 代 金}}$$

請負者は第 3 項に規定する前払金の支払いを受けた後、中間前払金を受けようとする場合は当該年度の工事実施期間の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであることについての認定を受けた後、各年度末（平成 30 年度は工事完成期限）を保証期間とした保証会社の発行する保証書を受注者に寄託しなければならない。

5. 平成 29 年度の前払金及び中間前払金は、平成 29 年度末までにその全額を償却するものとする。
6. 発注者は、予算上の理由等により、第 2 項から第 4 項に規定する支払額を変更することができる。

# 契約書添付仕様書

(必要なものに○印をつける)

## ※ 土木、建築工事関係

### ○ 土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

特記仕様の場合

( )

## ※ 業務委託関係

測量作業共通仕様書

用地調査等共通仕様書

工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書

土木設計業務等共通仕様書

特記仕様の場合

( )